

登録施設・事業所順次拡大中!!

施設・事業所でのお客様へのサービス向上!イメージアップに!

禁煙に取り組む施設・事業所の 登録制度に 参加しましょう!

～「受動喫煙防止宣言施設」登録制度～

宮城県・仙台市・全国健康保険協会宮城支部では、平成27年9月からお客様や従業員の健康や環境に配慮し、“禁煙”に取り組む施設・事業所の登録を行っています。宣言(登録)いただいた施設・事業所には、宮城県知事が登録書を交付するほか、施設・事業所名をホームページなどで公表します。

宮城県民の健康づくり推進に向け、施設や事業所の皆様のご参加を是非お待ちしております!!

● 登録制度とは?

お客様や従業員の健康に配慮し、施設・事業所の敷地内または屋内の禁煙に取り組んでいる施設や事業所に「受動喫煙防止宣言施設」の宣言をしていただき、登録を行う制度です。

● 登録いただくには

一定の基準を満たした施設や事業所等を「受動喫煙防止宣言施設」として登録します。



登録書見本



ステッカー見本

登録をするメリットは…

- 受動喫煙防止を宣言した施設・事業所に「登録書」を交付します!
- あわせて入口等に提示できる「ステッカー」を配付します!
- 「宮城県」「仙台市」「協会けんぽ宮城支部」のホームページで公開します!

⇒「登録書」や「ステッカー」を目立つ所へ掲示することで、健康に配慮している施設や事業所としてのイメージアップに繋がります!

登録方法はHPをご覧ください



禁煙の取り組みの基準について 以下の1または2の要件に該当している施設・事業所

健康増進法で規定される第一種施設では、以下の1の要件を全て満たす施設とし、第二種施設は、1又は2の要件に該当する施設・事業所等が登録できます。

1 『敷地内禁煙』に取り組み、以下の2つの要件を全て満たしていること

- (1)「敷地内」(屋内及び屋外)を終日禁煙にしていること。ただし、複合施設に存在する第一種施設については管理区分を終日禁煙にしていること。
- (2)「敷地内」が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること。

2 『屋内禁煙』に取り組み、以下の3つの要件を全て満たしていること

注:複合施設に入居している場合については「屋内」を「管理区分」に置き換えてください

- (1)「屋内」を終日禁煙にしていること。
- (2)「屋内」が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること。
- (3)出入口付近や利用者が多く集まるような場所の屋外に喫煙場所を設置していないこと。

『敷地内禁煙』、『屋内禁煙』のイメージ

※宮城県受動喫煙防止ガイドラインより一部抜粋

敷地内禁煙

“建物”及び建物が存在する“敷地内”全てにおいて喫煙を禁止している状態です。



屋内禁煙

“屋内”の喫煙を禁止している状態です。



登録可能な施設・事業所について

主に、一般の事業所(事務所)のほか、以下施設などが対象となります。

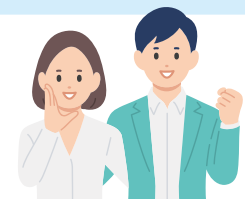
対象となる施設・事業所(下記、“対象とならない施設”を除き、ほとんどの業態で申請が可能です。)

事業所(事務所)、飲食店、ホテル・旅館、体育館、屋外競技場、劇場、観覧場、娯楽施設、集会場、展示場、美術館、博物館、百貨店、商店、金融機関、社会福祉施設(児童福祉施設を除く)、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル など

注)対象とならない施設・事業所(すでにほとんどの施設で敷地内または屋内禁煙となっているため)

官公庁施設、学校、児童福祉施設、医療機関、公共交通機関

宮城県、仙台市では県民の健康づくりの観点から、社会全体で受動喫煙防止の環境づくりに取り組んでいくことなどを目的としたガイドラインを策定しており、本登録制度の基準にもなっております。
詳しくは宮城県、仙台市のホームページから資料をご覧ください。



参 考 資 料

宮城県:『宮城県受動喫煙防止ガイドライン』

仙台市:『仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン』



宮城県



仙台市

申請や登録制度に関する
お問い合わせ先

宮城県保健福祉部健康推進課
仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課
全国健康保険協会宮城支部企画総務グループ

TEL 022-211-2623
TEL 022-214-8198
TEL 022-714-6851

このチラシは、環境にやさしい植物油インクを使用しております。

